第二十五条第三項第二号ルを次のように改める。

ル　本号ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術（プログラムを除く。）を用いたガスタービンエンジンの部分品における冷却孔であって、次のいずれかに該当ものの穴あけ加工に必要な技術

（一）　最小断面積が〇・四五平方ミリメートル未満であって、アスペクト比が四・五二を超えるもののうち、穴あけ角度が二五度以下のもの

（二）　最小断面積が〇・一二平方ミリメートル未満であって、アスペクト比が五・六五を超えるもののうち、穴あけ角度が二五度を超えるもの

第二十七条第一項第三号中「第十四条第五号」の下に「、第五号の二」を加え、同条第六項中「、ガスタービンエンジンの部分品であって」及び「の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ　一方向性凝固又は単結晶の合金で鋳造されたガスタービンのブレード、ベーン又はチップシュラウドであって、一、〇〇〇度の温度において単結晶に垂直な方向に二〇〇メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの応力破断時間が四〇〇時間以上のもの

ロ　有機複合材を用いた部分品であって、三一五度を超える温度で使用することができるように設計したもの

二　前号に該当する技術の設計に必要なプログラム

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第二条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　令別表中欄に掲げる技術を外国において防衛大臣に提供することを目的とする取引であって、居住者が行うもの

第九条第二項第十四号ロを次のように改める。

ロ　削除

第九条第二項第十四号ハを次のように改める。

ハ　輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第六十一号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、次のように告示し、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年七月二十日）から適用する。

平成二十四年七月十九日

金融庁長官　畑中龍太郎

（保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件の一部改正）

第一条　平成十年大蔵省告示第二百二十八号（保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第百六条第四項」を「第百六条第七項」に改める。

（保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件の一部改正）

第二条　平成十四年金融庁告示第三十八号（保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）の一部を次のように改正する。

件名中「第百六条第七項」を「第百六条第十項」に改める。

第六条中「第百六条第四項」を「第百六条第七項」に改める。

（保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部改正）

第三条　平成二十三年金融庁告示第二十三号（保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百六条第一項第一号から第十二号まで及び第十四号又は第二百七十一条の二十二第一号から第十二号まで及び第十四号又は第二百七十一条の二十二第一項第一号から第十二号まで、第十四号及び第十五号」に改める。

第三条第一項第二号ロ中「又は第十四号」を「、第十四号又は第十五号」に改める。

○外務省告示第二百四十七号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第六号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失った。

平成二十四年七月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

旅券番号	発行年月日	失効年月日
MA3508132	2009. 06. 01	2012. 06. 11
MB3516718	2007. 12. 19	2012. 06. 26
MB3544341	2010. 05. 13	2012. 06. 21
MB3560412	2011. 11. 09	2012. 06. 13
MB8673259	2012. 01. 18	2012. 06. 22
MB8674113	2012. 05. 04	2012. 06. 20
MS1964789	2007. 06. 06	2012. 06. 04
MS1993438	2007. 06. 13	2012. 06. 13
MS2093901	2007. 06. 18	2012. 06. 18
MS2115308	2007. 07. 04	2012. 06. 01
MS2130484	2007. 07. 03	2012. 06. 19
MS2137835	2007. 06. 14	2012. 06. 07
MS2142482	2007. 07. 17	2012. 06. 13
MS2148732	2007. 06. 26	2012. 06. 13
MS2149166	2007. 07. 03	2012. 06. 13
MS2157901	2007. 07. 04	2012. 06. 18
MS2158363	2007. 07. 05	2012. 06. 25
MS2158506	2007. 07. 05	2012. 06. 05
MS2170637	2007. 07. 12	2012. 06. 14
MS2184049	2007. 07. 10	2012. 06. 18
MS2187713	2007. 07. 12	2012. 06. 29
MS2190932	2007. 07. 20	2012. 06. 14
MS2191106	2007. 07. 24	2012. 06. 27
MS2193096	2007. 07. 09	2012. 06. 13
MS2194688	2007. 07. 18	2012. 06. 01
MS2197778	2007. 06. 22	2012. 06. 05
MS2199267	2007. 06. 28	2012. 06. 04
MS2199968	2007. 07. 02	2012. 06. 01
MS2220948	2007. 07. 06	2012. 06. 22
MS2229911	2007. 07. 13	2012. 06. 27
MS2230673	2007. 07. 19	2012. 06. 01
MS2234241	2007. 06. 28	2012. 06. 27
MS2234483	2007. 07. 02	2012. 06. 15
MS2235860	2007. 07. 04	2012. 06. 05
MS2239629	2007. 07. 05	2012. 06. 19
MS2257754	2007. 08. 01	2012. 06. 13
MS2265642	2007. 07. 20	2012. 06. 04
MS2273065	2007. 07. 30	2012. 06. 08
MS2279822	2007. 07. 20	2012. 06. 18
MS2289815	2007. 07. 18	2012. 06. 18
MS2295276	2007. 07. 23	2012. 06. 22
MS2306112	2007. 07. 30	2012. 06. 07
MS2307303	2007. 08. 02	2012. 06. 11
MS2308960	2007. 07. 20	2012. 06. 28
MS2321575	2007. 08. 02	2012. 06. 20
MS2327412	2007. 08. 06	2012. 06. 26
MS2347771	2007. 08. 03	2012. 06. 27
MS2351032	2007. 07. 30	2012. 06. 28